

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名：石橋吉章

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

本来、社会福祉制度は全般に、普遍的な原理に基づいて行われることが求められます。それは、年齢や性別、疾病要因もしくは居住地などすべてを越えて、社会的自立にむけた同一のニーズのある人に対しては、同一のサービスが提供される様な仕組みです。もちろん若年障害者の方々の社会参加に対するニーズが高い傾向にあることや重度の方が同じニーズでもよりサービスを必要とすることを踏まえておく必要はあります。また、普遍的原理のみをかざし、扶養義務問題をはじめとする所得保障の確立や基盤整備などの障害者福祉の根幹的問題に対し明確な道を示さず先送りし、福祉施策の改革を押し進めることは、本質的目的を逸脱する恐れがあるとの不安もあります。

平成22年1月に交わされた「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意」に沿った対策が必要であることは言うまでもありませんが、この合意文書の第3項「新法制定に当たっての論点」の対応を強く求めます。特に、障害者の権利条約批准に向けての国内法との整合性が今回のテーマの主軸になると考えます。各省庁で整合性を確認する作業も進められていることと思いますがその内容や進捗状況は見えていない状況です。

全国肢体不自由児・者父母の会連合会では「誰もが、何処でも、必要とするサービスが、いつでも利用できる」そんな社会を望み、変革する障害福祉施策が障害児者をしっかりと支えるものとなるよう、本日添付した要望事項を全国の父母の総意として関係各位にアピールし、施策に反映する運動を進めています。

障害者自立支援法は、根本的には介護保険をなぞった制度であることから、今日的な矛盾が多々生じていると認識しております。

所得保障もないのに応益負担としたこと。さらには自治体によっては障害者自立支援法を盾に重度障害者手当の廃止や医療費補助制度の縮小などを招いています。

現在、医療的ケアを必要とする重度重複障害者のショートステイの増設や在宅支援をするための「看護ヘルパー」の創設、障害児支援の強化、児童福祉法に基づく「児」の施設の中で「加齢児」扱いで生活している障害者の入所施設創設、親の高齢化に伴う緊急時の短期入所の更なる充実に向けての助成制度の創設、介護職や看護師不足等によるサービス低下、メニュー実施によらなければ事業所運営ができない状況の改善、支払いが日々の定員案件のために障害の重い肢体不自由者の地域活動センターの利用が難しくなっていることなど、現場では多くの課題が残っています。

また、障害者自立支援法によって小規模作業所が法人格を取るようにと強力に指導されて取得したNPO法人においては、会計士に支払う費用の捻出で四苦八苦している事実もあります。

都市と都市部および都市部内における地域間格差が生じない対策なども喫緊に講じていただきたいと思います。

障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策については、まずは費用

の応能負担を前提とした措置の継続と、介護給付、訓練等給付、補そう具、自立支援医療などを一本化して月額上限額を改定し、負担軽減を図っていただく事を強く望みます。

さらに具体的事項では、障害者の範囲の見直しや障害程度区分認定を生活実態や支援ニーズに沿ったものへ見直す。需要の多い日中一時支援や移動支援の整備や身体障害者のグループホーム、ケアホーム制度充実の具現化として、住宅改善補助や補助人待遇改善を推進していただくとともに、現行法内の知的障害者のグループホーム、ケアホームを住居扱いとする事などの対策を講じていただき、すべてにホームヘルプサービスが入れられることも希望します。

また、特別支援学校においても、社会参加においても、医療的ケアを必要とする障害者の増加が顕著であり医療との密接な連携が不可欠となってきました。改正案の中でも医療との提携をきちんと位置付けていただけるよう希望いたします。

日々不安とともに毎日を暮らしている私たち親の願いとして、新政権における障害者福祉政策が絵に描いた餅とならないよう、障害者福祉の理念や方向性を明確にし、まずは混乱や停滞を招くことのないような具体的な処置・対策を講じて頂き、障がい者総合福祉法（仮称）は、障害福祉の根本をなす法律であることを鑑み拙速にことを運ばず、障害者の自立が就労など経済的自立や地域での独立した生活に特化することなく、軽度の方から医療的ケアの必要な重度重複障害の方まで、ひとり一人が自分らしく自分が望む生活、住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らせる法律の立案を願い、全国の肢体不自由児者父母の総意として、添付の要望項目が施策に反映されることを強く望みます。

心身障害児者施策に関する重点要望

新たに制定する制度の立案に対する要望

【制度の立案】

1. 介護保険と統合しないことを明確化するよう図られたい。
1. 平成21年3月に提案された「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」（廃案）のなかで「応能負担」「自立支援協議会の設置義務化」「移動支援の介護給付」等負担軽減に関する内容を早期に成立するよう図られたい。
1. 新体系に移行した施設の運営が安定できるように、NPO法人の会計士に支払う費用への助成等一層の支援を図られたい。
1. 障害保健福祉サービスの計画整備に要する財政的支援を各都道府県に保障し、実施主体である市町村が基盤整備できる体制支援を図られたい。
1. 現行の経過措置（3年1,200億円）である緊急措置は継続されるよう図られたい。

【所得保障】

1. 障害者が地域で自立するために、障害基礎年金・特別障害者手当等を増額し所得保障の確立を早急に図られたい。並びに地域生活移行と地域生活充実に必須の住まいの確保のために「住宅手当」の創設等図られたい。
1. 就労不可能な重度障害者の所得保障を手厚くし、福祉サービス等の利用者負担を無料となるよう図られたい

【利用者負担】

1. 入所施設の利用者負担後の手持000えん),金25,000円が大幅な増額となるよう制度設計を図られたい。
1. 福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、自立支援医療、補装具の月額費用を合算し、負担上限額を改定し、負担の軽減を一層図られたい。

【就労】

1. 就労移行支援事業の拡充のため、行政、企業、福祉、教育の連携を強化し、働く意欲のある障害者の職域拡大を図られたい

【地域生活・住まい】

1. 地域の実情に配慮した重度肢体不自由児者の療護施設の適切な設置を早急に図られたい。

【地域生活支援事業】

1. 短期入所先から日中活動の場への移動を地域生活支援事業の移動支援に盛り込まれるよう図られたい。
1. 地域生活支援事業が地方と都市部および都市部内で格差が生じないように図られたい。
1. 障害者自立支援法では障害者の個別ニーズにしたがって自立を支援する事を目視しているので先ず、市町村に実態調査をするよう指導し、個別ニーズを把握するよう図られたい。

【短期入所】

1. 短期入所で日中活動の内容が充実するよう事業所の支援を図られたい。
1. 多様化する重度障害児者の短期入所の拡充、強化を図られたい。

【制度・システム】

1. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師の医療施設以外における相対的医療行為が可能となるように、かつ、独立開業が可能となるように整備を図られたい。
1. 医療施設のバリアフリー化は、努力義務ではなくバリアフリー化を開業の条件として義務化するよう図られたい。
1. 医療的ケアを必要とする人も増え、在宅生活の継続には、医療と福祉の両面からの支援が不可欠となっている。訪問介護を障害者福祉サービスの括りにして、訪問看護療養費を重度心身障害児者医療助成制度の対象とするよう図られたい。
1. 民法による扶養義務につき、障害当事者及び家族の社会的環境を考慮し、抜本的見直しを図られたい。
1. 行政不服審査は、憲法第76条に従って司法に移すよう図られたい。
1. 社会福祉関連訴訟は、憲法14条に保障される権利が履行されるように、訴訟費用免除の方策が講じられるとともに、社会福祉専門裁判所（仮称）を新設することを図られたい。

心身障害児者施策に関する重点要望

重点要望事項

1. 障害基礎年金・特別障害者手当等を拡大し、所得保障の充実を早急に図るとともに、地域社会で自立した生活が営めるよう、所得・給付制限を緩和し、「住宅手当」の創設を図られたい。
1. 福祉サービス（介護給付、訓練等給付）自立支援医療、補装具の月額費用を合算し、負担上限額を改定し、負担の軽減を一層図られたい。
1. 多様化する重度重複障害者（医療的ケアを必要とする障害者を含む）のショートステイ施設の増設・増床および、事業運営を助成し、保護者の支援を図られたい。
1. 親の高齢化に伴い緊急一時短期入所の必要度が増している。療護施設、重心施設等の福祉施設で対応できるように支援（財政的支援を含む）を図られたい。
1. 福祉施設、福祉事業所がその従事者（ホームヘルパーを含む）に対して医療的ケアの実務者研修を受講できるように支援を図られたい。

心身障害児者関係施策に関する要望項目

【厚生労働省】

1. 障害の予防、早期発見、幼児期から一貫した専門医療とリハビリテーションとの連携を図り、「二次障害」の早期予防対策（予防法の開発と場所の確保）の確立を図られたい。
2. 「訪問看護サービス」を施設等に派遣できるように範囲の拡大、及び医療的ケアの必要な重度障害児者の家族を支援するため「看護ヘルパー」の創設を図られたい。
3. 重度身体障害者の生活の場として、生活介護施設は必至である。適性の整備と共に、日中活動の場として重要な拠点となる通所施設の拡充を図られたい。
4. 障害基礎年金・特別障害者手当等を拡大し、所得保障の充実を早急に図るとともに、地域社会で自立した生活が営めるよう所得・給付制限を緩和し、「住宅手当」の創設を図られたい。
5. 重度障害児者の社会的移送サービスが未整備な今、各人が移動用リフト車を購入し、対応しているが、負担軽減のため改造費補助制度を創設を図られたい。

6. 国で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、災害時における障害児者の救援支援システムを市町村が早急に構築するよう指導を図られたい。
7. 身体障害者手帳について、上肢障害者は特に破損や汚れ等が多いため、利便性を考慮した使い勝手の良いカード化等の推進を図られたい。
8. 積雪の状態でも車椅子による外出移動が自力で容易ならしめる技術開発を図られたい。
9. 多様化する重度重複障害者（医療的ケアを必要とする障害者を含む）のショートステイ施設の増設・増床および、事業運営を助成し、保護者の支援を図られたい。
10. 福祉基盤の少ない中、短期入所と日中活動の場が同一法人である場合、併設は認めないとするが地域性と家族の状況等を考慮し、申込みは特例をもって認めるように図られたい。
11. 福祉施設から一般就労への移行を進める為、福祉施設と一般企業のネットワークを構成して相互協力のもと早急に移行支援の推進を図られたい。
12. 就労した障害者が安定して仕事に専念出来る様、社内環境の整備、職員教育を徹底し、福祉関係者と企業関係者の連携強化を計り就業安定化を図られたい。
13. 障害者の「保護雇用」は我が国では実施されていないが、生産能力・稼働能力の低い人に対する国の補助制度を早急に創設されるよう図られたい。
14. 自立支援医療及び診療報酬の改訂などで、障害児療育に関連する事業所の経営基盤が弱体化している。特に広域性等、地域の実情を踏まえた対応を図られたい。
15. 親の高齢化に伴い緊急一時短期入所の必要度が増している。療護施設、重心施設等の福祉施設で対応できるように支援（財政的支援を含む）を図られたい。
16. 福祉施設、福祉事業所がその従事者（ホームヘルパーを含む）に対して医療的ケアの実務者研修を受講できるように支援を図られたい。
17. 障害福祉関係施設における「市場原理」「民営化」の押し付けは、サービス低下を招いている。「指定管理者制度」を検証するよう図られたい。
18. 事業所、施設の安定的運営がメニュー事業の実施に頼る現状の改善を図られたい。
19. 報酬の支払いを『月払い』を基本とするよう図られたい。

20. 利用者が安心した質の高いサービスを受けられるように、事業者（施設）関係に対する要望として下記を付帯要望とする。

- ①介護職員・看護師の社会的な所得保障を更なる充実を図り、サービスの向上を図られたい。
- ②地域生活の充実のために事業運営上可能となるようにショートステイの単価アップを図られたい。
- ③地域福祉の拠点充実にむけた施設（相談・助言機能を付与）の柔軟な設置を図られたい。

【文部科学省】

1. 普通校における障害児の受入については、多様な障害をもつ児童生徒が在籍するため、多様な障害に対応する事が可能な教員の養成及び教員の増員を早急に図られたい。
2. 普通校に多くの障害児が在籍し、障害の多様化・重度重複化が進むなか、医療的ケア体制は最重要課題とされたい。
3. 「放課後子どもプラン」の全校実施を早急に図られたい。
4. 障害者の自立を目指し特別支援学校並びに普通校において、障害者自立支援法における就労移行支援等に連動する基礎的な訓練に取り組む事ができるように、厚生労働省と一層の連携を図られたい。
5. 特別支援教育が進む中、普通校のバリアフリー化や支援員の配置等に地域間格差が生じないように地方自治体の指導強化と支援を図られたい。
6. 児童生徒のニーズを的確に把握し、健やかな児童生徒の育成には、教員・保護者並びに関係者の連携、情報の共有は不可欠である。特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の更なる専門性の確保と増員を急務とされるよう図られたい。
7. 特別支援教育を進めるうえで、支援学校だけでなく、就学前（幼稚園等）の障害児や特別支援教室に通う児童生徒にもPT・OT・ST等専門的な療育は不可欠である。巡回指導等専門家の活用と検討を図られたい。
8. 高等学校に特別支援学級が開設できるように早期に「学習指導要領」を改正し整備されるよう図られたい。
9. 学童保育の対象外となる中等部、高等部を対象とした施設や受け入れ先を促進する制度の支援、若年層（18～20歳）を受け入れている日中一時支援の充実を図られたい。

【国土交通省】

1. 障害者向け公営住宅の建設及び肢体不自由者の共同利用の制度化を図られたい。
2. 公共施設及び交通機関のバリアフリー推進のため、エレベーターの設置の義務化などさらなる指導強化を図られたい。
3. JRの割引運賃の距離制限の撤廃及び特急料金を割り引き対象に加え、移動の支援を図られたい。
4. 公共施設に誰もが利用しやすいトイレの設置推進に努めると共に、既存民間施設に推奨を図られたい。
5. 遠隔地に点在する特別支援学校寄宿舎や入所施設への送迎は障害児・者が同乗する片道しか適用されない。又、団体活動の貸し切りバス、地方で借りるレンタカー等登録車以外の適用等、広域性を考慮した適用範囲等、抜本的な制度の拡充を図られたい。
6. 積雪地帯では、肢体不自由児や視覚障害者は、社会参加の機会を全く閉ざされている。冬季においても社会参加も可能な生活を実現する施策の立案を図られたい。
7. 公共施設の障害者駐車場に積雪や降雨に考慮して、屋根装置の義務化を図られたい。

【内閣府】

1. 第61回国連総会本会議で「障害者の権利条約」が採択された。日本政府は関連する国内法を整備、改正及び必要な新法を制定し、早急に批准を図られたい。

社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会